

一般社団法人日本組織培養学会定款施行細則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本組織培養学会（以下、「本会」という。）定款第44条の規定に基づき、本会の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 会 員

(入会)

第2条 正会員、学生会員又は賛助会員として入会を希望する者は、本会ホームページにて提供する手続によって入会の申し込みを行わなければならない。

2 入会希望者は、前項の手続の後、担当理事の承認を経て、入会金及び年会費を本会に納めるものとする。

(入会金及び年会費)

第3条 定款第7条に定める入会金及び年会費は次のとおりとする。

2 入会金は、1,000円とする。

3 年会費は、次に定めるとおりとする。

(1) 正会員 8,000円

(2) 学生会員 4,000円

(3) 賛助会員 1口 30,000円 (1口以上)

シルバー 1口 50,000円 (1口以上)

ゴールド 1口 70,000円 (1口以上)

(休会)

第4条 休会を希望する会員は、本会ホームページにて提供する手続によって申請し、理事会の承認を受けなければならない。

2 休会期間は、理事選挙の選挙権は有せず、会員通信並びに学会誌等の送付は停止され、大会に参加する場合は非会員扱いとされる。

3 休会期間は最長5年とし、5年以内に復会手続が無い場合は会員資格を喪失する。

第3章 評議員

(評議員の選出)

第5条 評議員は正会員による評議員選挙（以下、「選挙」という。）によって選出する。

2 選挙は4年毎に行い、選挙は次のとおり行う。

- (1) 理事長は、選挙事務を行うため理事の中から2名を選挙管理委員に委嘱する。
- (2) 理事長は、選挙の立会・確認作業を行うため正会員以外の会員を選挙立会人に委嘱する。
- (3) 選挙の選挙権者は正会員とし、被選挙権者は選挙の行われる年の4月1日において満62歳未満の正会員とする。評議員選挙後に任期中の評議員の退会等により評議員の総数が著しく減少した場合、欠員を補充するための選挙を実施することができる。その場合新たに選出された評議員の任期は、在任中の評議員の任期までとする。なお欠員を補充する選挙の方法は第2項に従うが、当選者数については70名から在任中の評議員数を減じた数とする。
- (4) 立候補者又は理事会による推薦者を一定の期間募り、募集期間後開示された候補の中から投票を行う。
- (5) 投票は10名連記、無記名、郵送又は電磁的方法によって行う。
- (6) 得票上位70名を当選者とし、得票が同数の場合には年少者を当選者とする。
- (7) 立候補者が評議員の定員に満たない場合は、無投票で立候補者全員を当選者とする。
- (8) 当選者は選挙結果の確定の翌日から評議員となる。

第4章 役員

(理事の選出)

第6条 社員総会で選任する理事は評議員による理事選挙（以下、「選挙」という。）によって選出する。

2 選挙は2年毎に行い、選挙は次のとおり行う。

- (1) 理事長は、選挙事務を行うため理事の中から2名を選挙管理委員に委嘱する。
- (2) 理事長は、選挙の立会・確認作業を行うため評議員以外の正会員を選挙立会人に委嘱する。
- (3) 選挙の選挙権者は評議員とし、被選挙権者は選挙の行われる年の4月1日において満62歳未満の評議員とする。
- (4) 立候補者を一定の期間募り、立候補の中から投票を行う。
- (5) 投票は18名連記、無記名、郵送又は電磁的方法によって行う。
- (6) 得票上位18名を当選者とし、得票が同数の場合には年少者を当選者とする。

(理事長の選出)

第7条 理事長は理事の互選とし、社員総会後最初に開催される理事会の決議で理事長に選定する。

(監事の選出)

第8条 監事は、理事長又は理事2名の推薦を受けた正会員について、社員総会の信任を受けて選出される。

第5章 表彰

(表彰)

第9条 本会の表彰は次のとおりとする。

- (1) 日本細胞培養学会奨励賞
- (2) 日本細胞培養学会 English Presentation Award (EPA)
- (3) 日本細胞培養学会学術賞
- (4) 日本細胞培養学会功労賞

2 表彰の選考及び授与にかかる詳細は別に定める。

第6章 細胞培養士

(細胞培養士)

第10条 本会に細胞培養士養成コースを設ける。

- 2 細胞培養士養成コース修了者は、認定試験を経て、本会が細胞培養士に認定する。
- 3 細胞培養士養成コースの指導は、細胞培養指導士が行う。
- 4 細胞培養士にかかる詳細は別に定める。

第7章 補則

(細則の変更)

第11条 この細則は、理事会の決議により変更することができる。ただし、第3条に規定する入会金及び会費の金額の変更については、社員総会の承認を経なければ、その効力を有しない。

第8章 附則

第12条 この細則は本会が成立した日から施行する。